

## 熊本県肝疾患診療連携拠点病院関係事業費補助金交付要領

### (目的及び趣旨)

- 第1 熊本県肝疾患診療連携拠点病院が長期間経過後に肝硬変や肝細胞がんを引き起こす危険が指摘されている肝炎ウイルス保有者に対して、医療提供体制の確保、患者等への情報提供、地域における肝炎診療の充実及び向上を図るため、肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の設置、運営及び肝疾患相談・支援センターの設置等の、地域の肝疾患診療体制の確保、普及啓発や情報提供等の事業に要する費用に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 この補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### (補助金等の交付申請)

- 第2 要項第3条第1項の交付申請書は、知事が別に定める期日までに提出するものとする。
- 2 要項第3条第2項第1号の事業所要額内訳及び事業計画書は、**様式第1号**によるものとする。
- 3 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、次のとおりとする。
- (1) 熊本県肝疾患診療連携拠点病院関係事業支出予定額内訳書（**様式第2号**）
  - (2) 費用の内訳が分かる各種資料（見積書の写し等）

### (補助事業等の内容の変更)

- 第3 要項第5条第2項の事業変更計画書は、様式第1号を準用する。
- 2 変更収支予算書及びその他必要とする書類は、要項の別記第2号様式並びに第2の第2、第3項の規定及び様式を準用する。

### (申請の取下げ)

- 第4 要項第6条の申請の取下げをすることの出来る期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

### (実績報告)

- 第5 要項第9条第3項の実績報告書の提出期限は、事業の完了の日から1か月を経過した日（規則第5条第1項第1号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認の通知を受理した日から1か月を経過した日）又は補助金の交付決定のあった年度の3月末日のいずれか早い日とする。
- 2 要項第9条第2項第1号の事業実績額精算及び事業実績書は、**様式第3号**によるものとする。
- 3 要項第9条第2項第3号のその他必要と認める書類は次のとおりとする。
- (1) 熊本県肝疾患診療連携拠点病院関係事業費補助金事業支出実績額内訳書（**様式第**

**4号)**

- (2) 契約書がある場合は契約書の写し
- (3) 領収書の写し
- (4) 納品書の写し
- (5) その他費用の内訳が分かる各種資料（支払証明書等）

**附 則**

この要領は、平成28年12月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。